相続放棄の申述について

旭川家庭裁判所

1 相続放棄の申述とは

相続放棄とは、相続人が、被相続人(亡くなった方)の権利や義務の一切を相続しない選択をすることをいいます。相続放棄をするためには、自己のために相続の開始を知ったときから3か月以内に家庭裁判所に相続を放棄する旨の申述をしなければなりません。これを相続放棄の申述といいます。相続放棄は、被相続人の不動産や預貯金等の積極財産と、借金等の負債(これを消極財産といいます。)のすべてを相続しないことを意味しますので、例えば借金等の負債だけ放棄して、預貯金等は相続するということはできません。

なお、被相続人の債務がどれくらいあるか不明で、負債を差し引いても財産が残る可能性がある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を相続するという選択をすることもできます。これを相続の限定承認の申述といい、相続放棄の申述とは別の手続になりますので、詳しくはそちらの説明をご覧ください。

2 申述人(申述ができる方)

相続人

※ 相続人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人)が代理して申述します。未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき(法定代理人が先に申述している場合を除く。)又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときは、その未成年者について特別代理人の選任が必要です。

3 申述先

被相続人(亡くなられた方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述する必要があります。

4 申述に必要な費用

- 〇 収入印紙 申述人1人につき800円
- 郵便切手 84円×3枚、10円×1枚 (合計262円分)

5 申述に必要な書類

- 〇 相続放棄申述書
- 〇 申述人の戸籍謄本(全部事項証明書)、被相続人の除籍謄本、住民票除票等 戸籍謄本等については、被相続人と申述人の関係によって、提出していただくものが異なり ますので、次頁の「相続放棄申述の際の必要書類について」をご覧ください。

6 申述後の手続について

相続放棄申述書の提出を受けた家庭裁判所は、その申述書を受理するかどうか審理の上、 申述期間その他申述の要件を満たしていると判断した場合は、申述書の受理の裁判を行いま す。したがって、申述書を提出すれば必ず受理されるとは限りません。受理された場合は申述人 あてに受理された旨の通知書が送付されます。受理するかどうかの審理に当たっては、申述人に 事情をお伺いする照会書を送付して回答書を提出していただくことになります。場合によっては、 家庭裁判所お越しいただいて事情をお尋ねすることもあります。

相続放棄申述の際の必要書類について

申述人が子または配 偶者の場合



)について 被相続人(

- □ 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- □ 住民票除票又は戸籍附票

)について

□ 現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

申述人が子の 代襲者の場合



)について 被相続人(

□ 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) □ 住民票除票又は戸籍附票

相続開始以前に死亡した子(申述人の親)について

□ 被相続人の死亡以前に死亡した子(申述人の親)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原 戸籍)謄本(全部事項証明書)

申述人()について

□ 現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

申述人が親の場合

被相続人()について

□ 出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

□ 住民票除票又は戸籍附票



被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者について

□ その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書)

申述人()について

□ 現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

申述人が祖父母の場 合

※上記「申述人が親の場合」の書類のほかに

□ 既に死亡している尊属(親)がいる場合は、その尊属(親)の死亡の記載のある戸籍(除籍、 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

申述人が兄弟姉妹の 場合

被相続人()について

□ 出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) □ 住民票除票又は戸籍附票

被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者について

□ その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書)



死亡している直系尊属について

□ 死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

父母に限らず、養父母、祖父母、曽祖父母の死亡の記載のある戸籍が必要になる場合があり ます。

申述人()について

□ 現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

申述人がおいめいの 場合

※上記「申述人が兄弟姉妹の場合」の書類のほかに

)について 被代襲者(本来の相続人)(

□ 死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

- ※ 戸籍謄本、住民票等は、記載内容によって、さらに別の戸籍等が必要になることもあります。
- ※ 先順位相続人等から提出済みのものは添付不要です。
- ※ 戸籍謄本、住民票等は、コピーによる提出も可能です。コピーによる提出の場合、原本の全ページをコピーしてくだ さい。

旭川家庭裁判所受付係 0166-51-6095 不明な点はこちらまでお問い合わせください。